

伊勢市中心市街地活性化夜間イベント創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中心市街地において観光振興に寄与する夜間イベントの主催者に対し、夜間イベントの実施に要する経費の一部として予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夜間イベント 中心市街地で開催される行事、催事等であって、開催時間に午後6時から午後9時までの時間帯のうち1時間以上を含むものをいう。
- (2) 中心市街地 伊勢市中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の規定により認定を受けた基本計画をいう。）に定める中心市街地活性化区域をいう。
- (3) 主催者 夜間イベントを開催する団体又は個人をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、夜間イベントの主催者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす夜間イベントの開催とする。

- (1) 目的が本市の観光振興に寄与するものであること。
- (2) 本市の観光資源を活用するものであること。
- (3) 中心市街地で開催されるものであること。

- (4) 夜間イベントが行われる場所の面積（2以上の場所で分散して行われる場合は、その合計）が1,000平方メートルを超えるものであること。
- (5) 新規に開催されるものであること。
- (6) 夜間イベントにおいて、飲食物の提供がなされるものであること。
- (7) 夜間イベントを開催した年度の翌年度以後の年度においても開催を見込んでいるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する夜間イベントの開催は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治団体又は宗教団体が、主催又は共催をするもの
- (2) 国又は地方公共団体が、主催又は共催をするもの
- (3) 国又は地方公共団体から補助金その他これに類するものの交付を受けている又は受ける予定であるもの
- (4) 特定の者に参加を限っているもの
- (5) 営利を主たる目的としているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち別表に定めるものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金、協賛金、参加者の負担金等その他の収入の額を控除した額の2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助事業者につき、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条の規定による申請は、様式第1号による。

2 規則第3条の別に定める期日は、夜間イベントを開催する日（2日以上にわたって開催するときは、その初日）の14日前の日（伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その日の直前のこれらの日以外の日）とする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金交付申請額積算書（様式第2号）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 夜間イベントの開催に係る収支予算書
 - (4) 補助事業者の構成員の名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付申請の内容の変更）

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号（内容を変更する場合に係る部分に限る。）の承認は、補助対象経費の額が減少する場合であって、その減少する額が補助対象経費の額の20パーセント以下であるときは、受けることを要しない。

2 規則第6条第2項の規定による補助金の変更承認の申請は、様式第3号による。

3 前項の申請書には、補助金変更申請額積算書（様式第4号）を添付するものとする。

4 規則第6条第3項の規定による通知は、様式第5号による。

（実績報告）

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、様式第6号による。

2 規則第11条の市長が別に定める期日は、夜間イベントの開催期間の末日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

3 第1項の報告には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費に係る支払を証する書類
- (3) 夜間イベントの実施状況が分かる写真又は書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 規則第13条第1項の規定による請求は、様式第7号による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	主な内容
賃金	会場設営、安全確保、受付等に必要な臨時的に雇用したアルバイト等の賃金
謝金	出演者、通訳等への謝金等
旅費	出演者、通訳等の移動に要する運賃等（宿泊費を含む。）
消耗品費	事務用品の購入費、感染予防対策に係る経費等
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信運搬費	郵便代、運送料等
広告宣伝費	チラシ、ポスター、パンフレット等のデザイン料等の広告費等
委託料	会場の設営及び撤去、警備員の配置、事業に関する調査分析その他専門性の高い業務を外部に委託する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、機材、器具等の借上料等

備品購入費	夜間イベントの開催に直接的に必要なもの（当該夜間イベントの開催後において当該補助事業者が次回の夜間イベント（これと同様のイベントを含む。）に使用することが予定されているものに限る。）
その他	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考 備品購入費のうち、パソコン、タブレットその他汎用性が高いものの購入に係る経費は、補助の対象としない。